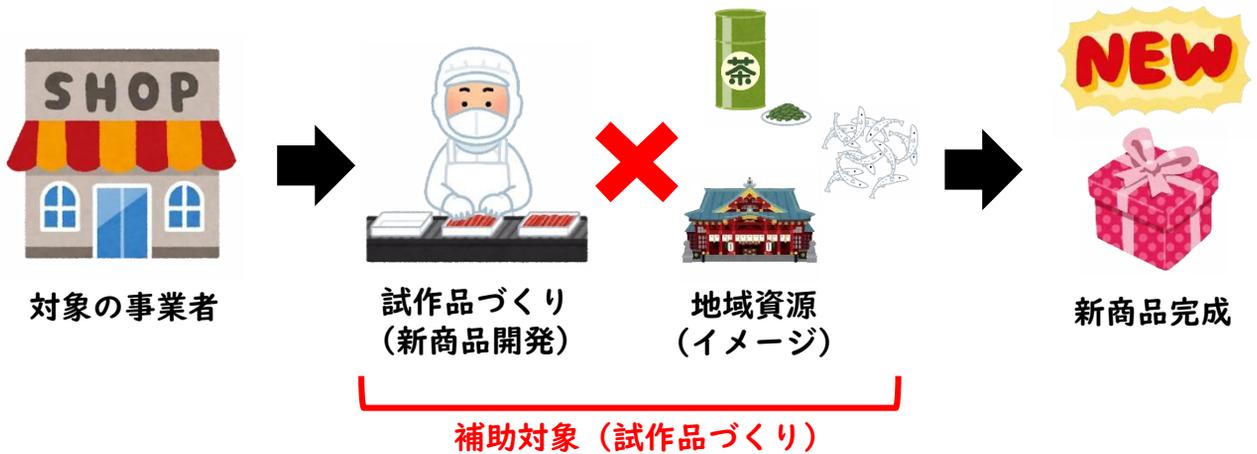


中小企業者等新商品開発事業補助金

- ◇ 市内に本社を有する事業者の**新商品開発**を応援！
(新型コロナウイルス感染症拡大による売上減少要件有)
- ◇ **小売業、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業**に関する新商品開発が対象！ (※本市の**地域資源**を活用した新商品開発であること)
- ◇ 本事業をとおして中小企業者の経営力の底上げと**地域資源**の消費の拡大を目指します！

新商品開発事業のイメージ



【申請受付について】

- ◇ 申請期間 令和4年10月11日(火)から予算額に達し次第、受付終了
- ◇ 事業期間 令和5年2月10日(金)までに完了すること

中小企業者等新商品開発事業補助金概要

◇事業概要 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた中小企業者等による地域資源を活用した新たな挑戦（新商品開発）を後押しするため、予算の範囲内において補助金を交付します。

◇補助対象者 **中小企業者（小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業）**
商店街団体 または 商業グループ（5以上の中小企業者で組織する団体）

【対象者要件】

※コロナの影響で売上が10%以上減少していること

※市内に主たる事業所を有し、市内で販売又は役務の提供をしていること

※商店街団体及び商業グループの場合は3分の2以上が事業者要件を満たしていること

◇事業期間 交付決定日から**令和5年2月10日(金)までに完了(※)すること**

※令和5年2月10日（火）までに事業を**完了(新商品完成、支払、報告書提出含む)**してください。

※受付は先着順、予算が無くなり次第終了します。

◇補助率 売上が**10%以上**減少している場合 2/3

売上が**30%以上**減少している場合 3/4

◇上限額 600万円

◇補助対象経費 次の経費のうち、新商品の開発に要する経費に限る(※)

- ・報償費
- ・原材料費
- ・消耗品費
- ・備品購入費
- ・物件費
- ・改装費
- ・委託費
- ・会議研究費
- ・広告宣伝費

(※)通常の営業等で利用する経費や商品の生産の段階における経費等は除きます。（試作品づくりの段階の経費が補助対象となります。）

※本チラシは制度の概要をまとめたものです。
詳細は下記までお問い合わせください。

【問合せ】

静岡市 経済局 商業労政課 商業・まちなか活性化係

TEL：054-354-2306

https://www.city.shizuoka.lg.jp/381_000173.html

